

議員提出議案第3号

加西市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、「加西市議会委員会条例の一部を改正する条例」を議決されたく、会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年2月27日提出

加西市議会議長 森田博美 様

提出者	加西市議会議員	森元 清蔵
賛成者	〃	植田 通孝
〃	〃	井上 芳弘
〃	〃	土本 昌幸
〃	〃	別府 直
〃	〃	黒田 秀一
〃	〃	織部 徹
〃	〃	三宅 利弘

加西市議会委員会条例の一部を改正する条例

加西市議会委員会条例（昭和 42 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管)」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第 4 条の見出し中「設置」の右に「等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 特別委員、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第 5 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。